

消防用設備保守点検業務標準内容

栗駒総合体育館、栗駒球場の消防用設備の機能を最良の状態に保つため、消防関係法令等に準拠して保守点検を実施すること。

1 保守点検の実施

消防関係法令に基づき、機器点検と総合点検を実施すること。

2 保守点検業務対象施設の消防設備

栗駒総合体育館、栗駒野球場、(詳細は別紙のとおり)

3 保守点検する設備の数量

項目	規格	数量
消火器	粉末 (A-10)	26
屋内消火栓設備	水源	一式
	電動機の制御装置	一式
	起動装置	一式
	電動機	一式
	ポンプ	一式
	配管等	一式
	屋内消火栓等 (埋込11、露出2)	13基
非常電源設備	自家発電装置、蓄電池装置	一式
自動火災報知設備	予備電源・非常電源 (内蔵型)	一式
	受信機・中継器	一式
	感知器 差動式 熱電対式	11個
	熱アナログ式スポット型	62個
	煙式光電アナログ式	28個
	発信機P型1級	13個
	音響装置	一式
	自動試験機能	一式
非常警報器具及び設備	非常電源	一式
	放送設備	一式
	スピーカー (埋込46、露出18)	64個
誘導灯設備	避難口	18台
	室内通路	5台
	廊下通路	4台
	客室通路	36台
	階段通路	4台

項目	規格	数量
防火戸・防火シャッター 設備	自動起動装置（煙感知器光電式）	9個
	自動解錠装置（防火扉）	1個
	〃（シャッター）	6個
配線設備	自動火災装置、非常警報、誘導灯	一式

4 保守点検の内容

保守点検業務にあたっては、「消防用設備等の点検の基準および消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年10月16日付号外消防庁告示第14号）」により実施すること。

5 保守点検の報告書

- (1) 保守点検報告書の様式は、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式（昭和50年4月1日付号外消防庁告示第3号）」及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年10月16日付号外消防庁告示第14号）」に定められたものを提出すること。
- (2) 保守点検の結果、消防設備等の改善、改修を要する箇所がある場合は、前記の報告書と併せ、その一覧を任意様式により提出すること。
- (3) 保守点検完了後、報告書を1部（消防署への3年に一度の報告の年は2部）作成し提出し、3年間保存すること。

防火対象物定期点検業務標準内容

栗駒総合体育館、栗駒野球場の防火管理の状況、消防用設備等の設置等火災予防上必要な事項について、消防関係法令等に準拠して点検を実施すること。

1 定期点検の実施

消防関係法令に基づき、防火管理及び消防用設備等の定期点検を実施する。

2 定期点検の内容

- (1) 防火管理者選任（解任）及び消防計画の届出がなされているか。
- (2) 消防計画に定められた事項が適切に行われているか。
- (3) 避難通路、避難口及び防火戸等の管理について、避難の支障となる物件が放置され、又はみだりに存置されていないか。
- (4) 防火対象物品の使用を要するものに、防火性能を有する旨の表示がさされているか。
- (5) 消防用設備等が法令に従って設置されているか。
- (6) 消防用設備等設置した場合、必要な届出がなされ、検査を受けているか。
- (7) 火災予防条例の基準に適合しているか。

3 定期点検の報告書

- (1) 定期点検は1年に1回とし、その結果を消防長又は消防署長に報告すること。
- (2) 管理権原者は、点検を行った結果を防火管理維持台帳に記録。保存すること。

自家用電気工作物保安管理業務標準内容

栗駒総合体育館及び栗駒球場の自家用電気工作物の機能を最良の状態に保つため、電気事業法等の関係法令に準拠して保守点検を実施すること。

1 保守点検する設備の数量

(対象自家用電気工作物)

2台

	施設名	受電設備容量(kVA)	最大電力(kw)	受電電圧(V)	非常用予備発電装置(kVA)
1	栗原市栗駒総合体育館 (栗原市栗駒岩ヶ崎裏山 221)	400	245	6,600	30
2	栗原市栗駒球場 (栗原市栗駒岩ヶ崎裏山 216-64)	120	94	6,600	

2 保守点検の内容

- (1) 定期点検（月次点検「毎月」及び年次点検「年1回」）、臨時点検（事故発生時必要の都度実施）を実施し、巡視点検測定及び試験の結果、不良箇所があるときは必要な指導及び助言を受けること。
- (2) 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置等の指導を受けるとともに、事故原因の究明に協力を受け、再発防止対策の指導を受け、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規定に定める電気事故報告書の作成及び手続の指導を受けること。
- (3) 電気関係法令に基づく立入検査の立会いを行うこと。

3 保守点検の報告書

- (1) 保守点検報告書の様式は、関係法令に定められたものを提出すること。
- (2) 保守点検の結果、改善、改修を要する箇所がある場合は、前記の報告書と併せ、その一覧を任意様式により提出すること。
- (3) 保守点検完了後、報告書を1部作成し、提出すること。

空調等自動制御盤機器保守点検業務標準内容

栗駒総合体育館等の空調等自動制御機器の外観点検、動作点検、機器校正等の保守点検を実施すること。

1 保守点検する設備概要

設備中央監視装置 1式
自動制御設備機器 1式

2 保守点検の内容

保守点検業務にあたっては、下記により行うものとする。

点検作業内容（年1回：スポット点検）

(1) 中央監視装置 s a v i c - n e t 5 システム
(Y a m a t a k e - H o n e y w e l l)

- タッチパネル
 - ・ 入力为正しく受け付けられているか
 - ・ 表面コートが剥離していないか
- LCD
 - ・ コントラストが低くなっていないか
 - ・ 表面に黒線が現れていないか
- プリンター
 - ・ 印字が正しいか
 - ・ 印字が薄くなっていないか
- プリンター用紙
 - ・ 右端に赤いマークが見えないか
- メモリ保護用バッテリー
 - ・ 3年を目安に定期的交換
- 計測ポイントの確認
 - ・ 計測器の出力を確認し、正しい表示であることを確認する

(2) 自動制御機器

① 温度・湿度検出器類

適用型番 L Y 7 2 0 0 A、T 7 0 9 0 C、T Y 7 7 0 1 B
H Y 7 0 1 2 A、T Y 7 8 3 0 B

ア 外観チェックと清掃 機器の損傷の有無を確認
イ 誤差チェック 調節器の取付場所にてプロセス

値を測定し、出力信号が許容範囲内かの確認

ウ 取付ビス、組付ビス、端子ビスの増締め

② 圧発信器類

適用型番 PY7100A

ア 外観チェックと清掃 機器の損傷の有無を確認

イ 出力のチェック 入力に対する出力値の確認

ウ 取付ビス、組付ビスの増締め

③ 温湿度調節器類

適用型番 T675A、T9065A、T631C、H615A
H69A

ア 外観チェックと清掃 機器の損傷の有無を確認

イ 設定つまみ作動の円滑性のチェック
下限から上限まで設定が円滑に動くかの確認

ウ 設定値と誤差チェック 調節器の取付場所における実測値を測定し、動作点の位置を確認

エ 動作隙間のチェック 設定を上下し設定目盛上にて動作隙間を測り許容範囲内かの確認

オ ループチェック 調節器のスウィッチングと制御対象が正しく確実に作動するかの確認

カ 取付ビス、組付ビスの増締め

④ 電子式温度・湿度調節器類

適用型番 R7701

ア 外観チェックと清掃 機器の損傷の有無を確認

イ 設定誤差の調整 零点合わせ（設定値と実測値のずれ補正）

ウ 比例帯・不感帯の調整 ダミー入力を0%、50%、100%の点で変化させ、比例帯、不感帯の誤差が許容範囲内かの確認

エ ループ点検 検出器、操作器及び調節器を通して制御が正確に作動するかの確認

オ 取付ビス、組付ビスの増締め

⑤ 電子式指示調節器類

適用型番 R20、R30

ア 外観チェックと清掃 機器の損傷の有無を確認

イ 設定誤差の調整 零点合わせ（設定値と実測値の

ずれ補正)

- ウ 比例帯・リセット時間・レート時間のチェック
ダミー入力を0%、50%、100%の点で変化させ、指示値や出力が各入力に適しているかの確認
- エ ループ点検 検出器、操作器及び調節器を通して制御が正確に作動するかの確認

⑥ 設定器類

適用型番 Q7705A、Q406B

- ア 外観チェックと清掃 機器の損傷の有無を確認
- イ 出力信号のチェック ツマミを回し、0%、50%、100%の3点の位置にて正常な抵抗出力を確認
- ウ 取付ビス、組付ビスの増締め

⑦ 油面指示計類

適用型番 ELL4332

- ア 外観チェックと清掃 機器の損傷の有無を確認
- イ 指示値の誤差チェック 検尺棒により残油量を検出し各指示計の表示値との比較及び校正・調整
- ウ 取付ビス、組付ビスの増締め

⑧ 油面調節計類

適用型番 SL-42

- ア 外観チェックと清掃 機器の損傷の有無を確認
- イ フロート動作の確認 油量・水量の変化に対し、フロートが円滑に作動するかの確認
- ウ 接点出力の確認 油量・水量の変化に対し、制御出力（ポンプ発停・警報）が正常かの確認
- エ 取付ビス、組付ビスの増締め

⑨ 電動弁・電動ボール弁・ダンパ類操作器類

適用型番 M904F+Q455C、VY5110、MY6040

- ア 外観チェックと清掃 機器の損傷の有無を確認
- イ 作動の円滑性チェック 0～100%の駆動信号に対応して円滑に作動するかの確認
- ウ ポテンションメーター、ワイパーの点検
ポテンションメーターの汚れ、巻線抵抗の損傷の有無の確認、清掃及び調整
- エ モーター回転度のチェック
回転角が規定の範囲内にあるかの確認

オ ストロークチェック 駆動モーターを0～100%にしたときのバルブまたはダンパの対応確認

カ 電動弁弁体からの流体漏れの有無を確認

キ 取付ビス、組付ビスの増締め

⑩ 弁 類

適用型番 V5065

ア 外観チェックと清掃 機器の損傷及びグランドパッキンからの漏れ確認

イ グランドパッキン及びOリングのチェック
パッキン及びリングの弾性が保持されているかの確認

ウ グランド、ステムボタンを増締め

⑪ 直流電源装置類

適用型番 RY7910D

ア 外観チェックと清掃 機器の損傷の有無を確認

イ 入出力電圧チェック 入出力電圧を測定し許容範囲内かの確認

ウ 取付ビス、組付ビスの増締め

⑫ トランス類

適用型番 AT72-J1

ア 外観チェックと清掃 機器の損傷の有無を確認

イ 入出力電圧チェック 入出力電圧を測定し許容範囲内かの確認

ウ 絶縁抵抗値が許容値以上かの確認

エ 取付ビス、端子ビスの増締め

⑬ 補助リレー類

ア 外観チェックと清掃 機器の損傷の有無を確認

イ 作動チェック 規定の電圧を印加しリレーが正確に作動するかの確認

ウ 取付ビス、組付ビスの増締め

⑭ 盤関係 (計装盤)

ア 外観チェックと清掃 機器の損傷の有無を確認

イ 各補助リレーの作動確認
補助リレーの作動確認を行い各接点の腐食摩耗度を目視点検

ウ 表示ランプの点灯確認
警報状態表示ランプ等の点灯を確認

エ 端子台の増締め

外部出力配線の端子緩みの有無を確認し増締め

4 保守点検の報告書

保守点検の結果、機器等の改善、改修を要する箇所がある場合は、一覧を任意様式により作成し、報告書と併せて提出すること。

昇降設備保守点検業務標準内容

栗駒総合体育館の昇降設備の機能を最良の状態に保つため、建築基準法等の関係法令に準拠して保守点検を実施すること。

1 保守点検する設備の数量

対象エレベーター 1基

機	種	油圧式乗用エレベーター
型	式	HPF - 11 - C045 (2 s tops)
付 加 仕 様		・地震時管制運転装置 ・車椅子仕様 ・停電時自動着床装置 ・音声合成装置

2 保守点検の内容

点 検

監視装置による遠隔定期診断と必要に応じた技術員の巡回点検をプログラムで組合せエレベーター各部を点検、必要に応じて調整、注油を行う。

遠隔監視診断

24時間機器を遠隔監視診断し、異常や不具合発生時には出動、対策を行う。

3 保守点検の項目

〔監視項目〕

- ①閉じ込め故障 ②起動不能故障 ③安全装置動作
- ④電源系統異常 ⑤走行異常 ⑥ドア開閉異常

〔診断項目〕

- ①接触器動作状態 ②制御用マイコンの状態 ③ドア開閉状態
- ④かご着床状態 ⑤運転性能

4 保守点検の報告書

- (1) 保守点検報告書の様式は、建築基準法等に定められたものを提出すること。
- (2) 保守点検の結果、改善、改修を要する箇所がある場合は、前記の報告書と併せ、その一覧を任意様式により提出すること。
- (3) 保守点検完了後、報告書を1部作成し、提出すること。

真空ヒーター（ボイラー）保守点検業務標準内容

栗駒総合体育館のボイラー設備の保守点検並びに炉内の清掃等を行い、日常の使用に支障をきたさないよう保守点検を実施する。

1 保守点検の実地

ボイラー設備に支障を来さないよう、予防処置を講じ、効率の低下を防ぎ、使用による劣化及びボイラーに起因する災害を防止する。
また、長期間にわたり、ボイラーを安全にしかも効率よく安定した運転を行うものとする。

2 保守点検する設備

【名称及び型式】 タクマ製真空式温水ヒーター KSL-1000GH型
2基

3 保守点検の内容

施行内容

① スポット点検及び点検に伴う部品交換

ア 本体関係

- ・ 本体真空度確認
- ・ 熱媒水水位確認
- ・ 各熱交換機の水頭圧確認
- ・ 水面覗き窓確認（漏れ込み等）
- ・ 火炉覗き窓清掃

イ 安全装置

- ・ 圧力スイッチ作動確認
- ・ 各温度ヒューズ交換
- ・ 溶解栓点検
- ・ 異常消火確認
- ・ 感震器作動確認増し締め

ウ 抽気装置

- ・ 逆止弁交換及び抽気装置
- ・ 三方電磁弁作動確認
- ・ 抽気配管点検
- ・ 抽気ポンプ作動確認
- ・ 抽気装置作動確認

エ 制御系統

- ・ サーミスタ点検
- ・ 温度調節器作動確認
- ・ 各表示灯及びブザー点検
- ・ 燃焼時間計確認
- ・ 各ターミナル端子増し締め

オ バーナー関係

- ・ フレームアイ清掃点検
- ・ ダンパーモーター点検
- ・ 点火トランス点検
- ・ バーナーモーター点検
- ・ バーナーノズル清掃点検及び交換

カ 燃焼関係

- ・ 燃焼ガス中の空燃比測定
- ・ 燃焼ガス中のスモーク測定
- ・ 排ガス温度測定

② 煙管並びに火炉煤清掃

4 報告書の提出

保守点検業務を実施後、業務完了報告書を作成し提出するものとする。

煤煙測定業務標準内容

栗駒総合体育館の温水ボイラー設備稼働に伴い、排出する煤煙について常に適正に保つため、「大気汚染防止法」及び「同施行規則」の規定に基づき年2回実施すること。

1 設備の型式及び能力及び数量

機 種	温水ボイラー	2基			
製 造 会 社 名	株式会社	タクマ			
型 式	真空式温水ヒーター	【KSL-1000GH】			
設 置 年 月 日	平成8年9月25日				
伝 熱 面 積	20.4 m ²				
燃 焼 能 力	最大 129.5 l/h	通常 90.7 l/h			
出 力	1,000.00 kcal/h				
届出排ガス量	(湿り) 1,597 m ³ N/h	(乾き) 1,433 m ³ N/h			
使 用 燃 料	種 類	A重油			
	成分設置届値	硫黄分 0.8%以下			
	発熱量	10,060 kcal/h			
煙 突 の 高 さ	有効高度	12.28m	実際高度	カサ	12.285m
測 定 部 断 面	850mm	測定部断面積	0.567mm		
煙 突 の 口 径	914mm	K値 (地域定数)	17.5		

2 業務内容

計量の項目

煤 煙 濃 度 dust : 計量方法 J I S Z 8808

硫 黄 酸 化 物 SOx : 計量方法 J I S Z 0103

窒素酸化物濃度 NOx : 計量方法 J I S Z 0104

排ガス量 (湿り・乾き)

排ガス (温度・水分量・流速・静圧)

排ガス組成 (二酸化炭素・酸素・一酸化炭素・窒素)

3 保守点検の報告書

(1) 保守点検報告書の様式は、任意様式により提出すること。

(2) 保守点検完了後、報告書を1部作成し、提出すること。

地下重油タンク清掃点検業務標準内容

栗駒総合体育館のボイラー設備への燃料供給に支障が生じないように、地下タンクの清掃点検を実施する。

1 清掃点検の実施

栗駒総合体育館の重油地下タンク（サービスタンク含む）の清掃、保守点検並びに漏洩検査は、「消防法」「危険物の規制に関する政令」「同規則」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「酸素欠乏症等防止規則」その他関連法規を遵守し、誠実に施行すること。

2 保守点検する設備

（1）重油地下タンク

- ・設置方法：直埋設
- ・種類：鋼製タンク
- ・形状：横置円筒形
- ・寸法：内径1,900mm×全長7,992mm
- ・容量：20,000L

（2）サービスタンク

- ・設置方法：機械室内設置
- ・種類：鋼製タンク
- ・形状：角型
- ・寸法：600mm×650mm×高さ850mm
- ・容量：297.9L 最大容量：331.0L

3 保守点検の内容

施行内容

（1）清掃

- ① タンク内の残油を抜き取り、清掃完了後はタンクへ戻すこと。
- ② 不純物（スラジ、水分等）を搬出処理し、これを証明する書類を提出すること。
- ③ 清掃は、化学洗剤にて洗浄し、ウエス等で拭き取り仕上げとすること。
- ④ タンク内の作業は、密室の作業となるので、酸素欠乏の事故防止のため換気を十分に行い、必要に応じてガスマスクを着用して作業すること。

と。

- ⑤ マンホールパッキン・フランジパッキン等の取替えを行うこと。
- ⑥ マンホール蓋の取り付け及びボルト、ナット締め等、配管復旧を完全に行うこと。

(2) 漏洩検査

- ① 地下タンク本体、地下埋設配管等の漏洩検査は、窒素ガスによる加圧法によることとし、チャート紙を提出すること。
- ② タンク外周り、給油配管、検知管等、消防法に基づく定期検査を行うこと。

4 報告書の提出

清掃点検業務を実施後、業務完了報告書を作成し提出するものとする。

プールろ過装置保守点検業務標準内容

栗駒プールのろ過装置設備の機能を最良の状態に保つため、保守点検を実施すること。

1 保守点検の実施

栗駒プール利用者に支障を来さないよう、ろ過装置設備機器点検と総合点検を実施すること。

2 保守点検する設備

メインプールろ過装置並びに付属設備

(全自動A-1フィルター)

(ナピックス自動塩素管理システム)

子供プールろ過装置並びに付属設備

(砂ろ過機)

ジャグジーろ過装置並びに付属設備

(砂ろ過機)

3 保守点検の内容

保守点検業務にあたっては、下記により行うものとする。

(1) 年次点検(年1回)

点検内容	25mプール用
	フィルター洗浄(エレメント分解・組立て)
	フィルター交換(年間54枚/108枚中)
	ヘアーキャッチャーパッキン交換
	ポンプグランドパッキン交換
	その他動作確認
	子供プール用・ジャグジー用(塩素滅菌機)
	動作確認・ろ材確認

(2) 巡回点検(年間6回)

点検内容	装置全体の動作確認
	上記結果での不具合箇所の改修案
	現場に合わせた装置取り扱い説明及び運転指導
	(部品及び材料等を使用して修理した場合は、別料金とする。)により実施すること。

4 報告書の提出

プールろ過装置保守点検業務を実施後、業務完了報告書を作成し、提出するものとする。

プール水質検査業務標準内容

栗駒プールの衛生水準を確保するため、水道法等の関係法令に準拠して検査を実施すること。

1 水質検査の実施

遊泳用プールの水質検査は、厚生労働省通知「遊泳用プールの衛生基準について」（平19年5月28日付け健発第528003号厚生労働省健康局長通知）に基づき行う。

2 水質検査の内容

検査項目	基準	検査頻度
水素イオン濃度	pH 値 5.8 以上 8.6 以下	毎月 1 回以上
濁度	2 度以下	
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L 以下	
一般細菌	200CFU/mL 以下	
総トリハロメタン	0.2mg/L 以下（暫定目標値）	毎年 1 回以上
大腸菌	検出されないこと	毎月 1 回以上
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L 以上 (1.0mg/L 以下が望ましい)	毎日午前中 1 回以上及び午後 2 回以上
二酸化塩素濃度 (二酸化塩素で消毒を行う場合)	0.1mg/L 以上 0.4mg/L 以下	
亜塩素酸濃度 (二酸化塩素で消毒を行う場合)	1.2mg/L 以下	

3 水質検査の記録

(1) 水質検査実施後、検査結果等の記録は3年間保存すること。

清掃管理業務標準内容

栗駒総合体育館の施設・設備及び敷地を快適な環境に保つため、「ワックス清掃」、「窓清掃」を実施し、清潔な環境の維持に努めること。

1 業務実施に当たっての基本的事項

- (1) 利用者に不快を与えないよう、常に清潔で綺麗な状態を保つこと。
- (2) 作業を行うにあたっては、利用者に配慮して実施すること。また、施設の材質等に適した清掃器具及び清掃方法で行うこと。

2 清掃業務の範囲

① 1階

風除室	14.4	m ²
エントランスホール	394.7	m ²
廊下（洗面室も含む）	216.9	m ²
事務室・応接室	99.3	m ²
管理室	35.2	m ²
会議室	37.5	m ²
研修室	41.9	m ²
保健室	27.0	m ²
湯沸室	5.5	m ²
選手控室	48.3	m ²
アリーナ	1,446.9	m ²
男女更衣室	101.0	m ²
男女シャワールーム	28.0	m ²
男女便所（各2ヶ所）	90.8	m ²
放送室	32.3	m ²
役員・競技員室	25.0	m ²
遊戯室	32.8	m ²
男女洗面所	36.4	m ²
計	2,713.9	m ²

② 2階

ロビー・ギャラリー	409.9	m ²
廊下	68.4	m ²
観覧席	267.8	m ²
ジョギングコース	288.3	m ²
男女便所身障者便所	62.4	m ²
男女洗面所	50.0	m ²
和室	27.9	m ²
トレーニングルーム	218.0	m ²
男女更衣室	27.9	m ²
自販機置場	16.2	m ²
風除室	14.2	m ²

計 1,451.0 m²

3 清掃業務の内容

(1) 定期清掃

館内ワックスの塗布は、次のとおりとする。

- ① エントランスホール、ロビー・ギャラリー等は、5月、9月、1月の年3回とする。

(1回につき1,134.8㎡)

- ② その他の箇所は年1回とし、時期については委託者の指示に従うものとする。

(516.9㎡)

(2) 臨時清掃

高所窓ガラス(892㎡)の清掃は年1回とし、清掃時期については委託者の指示に従うものとする。

(3) 協議

その他、必要と認める事項が生じた場合は、その都度両者協議のうえ定める。

4 清掃の報告書

各清掃業務完了後、報告書の様式を作成し1部提出すること。

浄化槽維持管理業務標準内容

栗駒総合体育館及びサン・スポーツランド栗駒の浄化槽の機能を最良の状態に保つため、浄化槽法等の関係法令に準拠して保守点検と水質検査を実施すること。

1 保守点検する設備の数量

	施設名	種別	型式	規模	数量
1	栗原市栗駒総合体育館 (栗原市栗駒岩ヶ崎裏山 221)	合併処理槽	三益工業(株)	400人槽	1基
2	サン・スポーツランド栗駒 (栗原市栗駒岩ヶ崎裏山 211)	単独処理槽	萱場工業(株) カヤバ式KY S-30	30人槽	1基

2 保守点検、清掃の内容

保守点検・消毒は、1カ月に1回実施すること。

法定点検（浄化槽法第11条）、水質検査は1年に1回実施すること。

清掃は、浄化槽法第9条の規定に基づき、1年に1回実施すること。

臨時点検は、異常が発生した場合又は異常の発生の恐れがある場合に実施すること。

3 保守点検、清掃の報告書

(1) 保守点検報告書及び清掃報告書の様式は、消化槽法等に定められたものを提出すること。

(2) 保守点検及び清掃の結果、改善、改修を要する箇所がある場合は、前記の報告書と併せ、その一覧を任意様式により提出すること。

(3) 保守点検及び清掃完了後、報告書を1部作成し、提出すること。

受水槽・消火栓水槽清掃業務標準内容

栗駒総合体育館及びサン・スポーツランド栗駒で日常使用する水道水の受水槽設備及び消火栓水槽の清掃を実施し、設備の保全を図るものとする。

1 清掃業務の実施

受水槽・消火栓水槽の清掃は、「水道法」及び「県条例」の規定に基づき行う。

また、日常使用する飲料水の衛生及び安全性を確保することと、その設備の保全を図るものとする。

2 清掃設備

	施設名	種別	材質、構造	容量	数量
1	栗原市栗駒総合体育館 (栗原市栗駒岩ヶ崎裏山 221)	受水槽	FRP 地上式2槽	30 m ³	1基
2	同上	消火栓水槽	RC 地下式1槽	6 m ³	1基
3	サン・スポーツランド栗駒 (栗原市栗駒岩ヶ崎裏山 211)	受水槽	FRP 地上式1槽	3 m ³	1基

3 清掃の内容

施行内容

① 受水槽

水槽内洗浄

水槽内消毒

設備点検 (ポンプ・FM弁・浮子弁・電極棒・配管・その他)

残留塩素測定 (清掃前・清掃後)

水質検査

(色度・濁度・臭気・味・PH値・硝酸性窒素及び亜硝酸窒素

塩素イオン・過マンガン酸カリウム消費量・一般細菌・大腸菌群

残留塩素)

② 消火栓水槽

水槽内洗浄

設備点検（ポンプ・浮子弁・配管・その他）

留意事項

- ① 清掃従事者は、当日の健康状態が良好で概ね3ヶ月以内に健康診断と検便の受検済者であること。
- ② 使用器具、用具、貯水車、作業衣及び長靴等は消毒済のものを使用し作業は衛生的に行うこと。
- ③ 水槽には立入禁止等の掲示を行うとともに、ネットフェンスなどにより関係者以外の者が容易に近づけないようにすること。また、槽内に入る場合には、十分に換気を行い酸欠には特に注意すること。
- ④ 作業時には必ずヘルメットを着用し、必要に応じて命綱を使用すること。
- ⑤ 外梯子及び内梯子の昇り降りに際しては、事前に腐食等による損傷がないかを確認し、安全带等の安全策を講じた後、注意して昇降すること。
- ⑥ 各水槽内の沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物の除去は、できるだけ高圧洗浄により除去すること。また、衛生上有害な材料による補修等は実施しないこと。
- ⑦ 消毒洗浄は、洗浄汚水の排除を完全に行った後2回行い、消毒排水の排除も完全に行うこと。なお、消毒終了後は水槽内に立ち入らないこと。
- ⑧ 各水槽内の水張り後、末端給水栓で採水し、色度、濁度、臭気、味等の水質検査と遊離残留塩素の測定を行うこと。

4 報告書の提出

清掃業務を実施後、業務完了報告書を作成し提出するものとする。

空調機等清掃点検業務標準内容

空調機フィルター清掃業務（年2回）

○対象機器

- ・空冷ヒートポンプ式空調機 24台

○点検項目

- ・エアフィルター清掃

ファンコンベクター清掃点検業務（年1回）

○対象機器

- ・ファンコンベクター 41台

○点検項目

- ・エアフィルター清掃
- ・機器内部清掃
- ・エア抜き作業

空調換気扇清掃業務（年2回）

○対象機器

- ・空調換気扇 9台

○点検項目

- ・エアフィルター清掃
- ・機器内部清掃

貯湯槽清掃点検業務標準内容

貯湯槽点検整備業務（年1回）

○対象機器

- ・給湯用貯湯槽 4,000L 1基

○点検項目

- ・内部洗浄
- ・内部塩素消毒
- ・昇温作業

温水ポンプ点検業務標準内容

温水ポンプ点検業務（年4回）

○対象機器

- ・ 体育館系統温水ポンプ 1台
- ・ プール系統温水ポンプ 1台

○点検項目

- ・ 本体据付状況及び腐食、漏水等外観点検
- ・ 運転電流値測定
- ・ 軸受油量点検、給油
- ・ グランド部及びパッキン締め付け状況点検
- ・ 異音、防振、ドレン管状況点検

※各種点検不具合等により修理、部品交換等を行う場合は
材料、その他作業費等は別途請求とする。

防火設備定期検査業務標準内容

防火設備定期検査 点検内容

(1) 点検目的

建築基準法に基づき、防火戸及び防火シャッター駆動装置の検査、動作確認等の点検を行う。

(2) 点検対象機器

- ・防火シャッター 6台
- ・防火戸 1台

(3) 点検実施項目

建築基準法を遵守し、所定の点検項目にて実施する。

①防火シャッター

- ・設置場所周囲の閉鎖障害となる物品等の確認
- ・シャッター本体、ガードレール等の取付状況、劣化及び損傷の確認
- ・危害防止装置、中継器の取付状況、配線及び作動状況の確認
- ・連動制御器のスイッチ類、表示灯、結線状況及び予備電池の切替状況の確認
- ・作動状況及び防火区画形成の状況確認

②防火戸

- ・設置場所周囲の閉鎖障害となる物品等の確認
- ・扉、枠の取付け状況劣化及び損傷の確認
- ・連動制御器のスイッチ類、表示灯、結線状況及び予備電池の切替状況の確認
- ・作動状況及び防火区画形成の状況確認

(4) 点検結果について、点検報告書を作成の上、発注者に提出する

受水槽法定検査業務標準内容

栗駒総合体育館の日常使用する水道水の受水槽において、安全で衛生的な飲料水を確保するため、水道法等の関係法令に準拠して検査を実施すること。

1 定期検査の実施

受水槽の検査は、「水道法」及び「県条例」の規定に基づき行う。

2 定期検査受水槽

施設名	種別	材質、構造	容量	数量
栗原市栗駒総合体育館 (栗原市栗駒岩ヶ崎裏山 221)	受水槽	FRP 地上式2槽	30 m ³	1基
サン・スポーツランド栗駒 (栗原市栗駒岩ヶ崎裏山 211)	受水槽	FRP 地上式1槽	3 m ³	1基

3 定期検査の内容

- (1) 水槽等、施設の外観検査
- (2) 給水栓における水質の検査
- (3) 書類検査

4 定期検査の方法

- (1) 定期点検は1年に1回とし、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けること。
- (2) 検査完了後、検査結果及び根拠書類を5年間保存すること。

機械警備業務標準内容

栗駒総合体育館の休業日、夜間における火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の抑制効果、事故の早期発見及び拡大防止のため、機械警備を実施すること。

1 警備機械の設置等

警備業務に必要な警報機及び付帯する一切の装置を設置すること。

2 機械警備の実施時間

- (1) 警備の開始は、栗駒総合体育館を退場する際に装置をセットした時からとする。また、入場し装置を解除した時点で終了とする。
- (2) 火災警備は終日とする。

3 事故発生時の対応

(1) 火災発生時

休業日、夜間に火災発生を受信したときは、消防機関へ通報するとともに、速やかに警備員を急行させ適切な処置を講じ、栗原市に通報すること。（緊急対策連絡網を作成しておくこと。）

(2) 盗難、破壊等発生時

休業日、夜間に盗難、破壊等を受信したときは、直ちに警察機関へ通報するとともに、速やかに警備員を急行させ、その状況により市に連絡すること。

4 鍵等の貸与

機械警備業務受託者に鍵及びキーカード等を貸与するものとし、その管理義務を負わせ、目的外使用及び第三者への貸与、譲渡を禁じること。

5 業務報告書

- (1) 報告書の様式は、任意様式とする。
- (2) 毎月月末に報告書を1部作成し、提出すること。

自家用電気工作物デマンド管理業務標準内容

栗駒総合体育館の電気使用状況を管理し、適切な使用に努めること。

1 業務実施に当たっての基本的事項

- (1) 利用者の不便とならないよう、常に適切な電気使用量を保つこと。
- (2) 作業を行うにあたっては、利用者に配慮して実施すること。

2 業務の内容

デマンド監視

- (1) 監視装置により常時電気使用量の把握を行うこと。
- (2) 電気使用量の目標値を設定し、負荷制限に係る警報配信を行うこと。
- (3) 上記に定めるもの以外に、業務を行う上で必要が生じた場合には、これを行うこと。

3 業務報告

業務完了後、報告書の様式を作成し1部提出すること。

法面等環境整備業務標準内容

栗駒総合体育館、栗駒野球場及びサン・スポーツランド栗駒の「草刈り」、「樹木枝払い」、「ゴミ拾い」を実施し、清潔な環境の維持に努めること。

1 業務実施に当たっての基本的事項

- (1) 利用者に不快を与えないよう、常に清潔で綺麗な状態を保つこと。
- (2) 作業を行うにあたっては、利用者に配慮して実施すること。

2 業務の内容

- (1) 法面の草刈りは、年2回以上とする。
- (2) 法面・植木・支障木を点検し、必要に応じて草木刈払い、ゴミ拾い等を行い、利用者に不快感を与えず清潔に保ち、常に環境衛生に努めること。
- (3) 上記に定めるもの以外に、業務を行う上で必要が生じた場合には、これを行うこと。

3 業務報告

業務完了後、報告書の様式を作成し1部提出すること。

駐車場除雪業務標準内容

栗駒総合体育館の駐車場において、除雪業務を実施し、施設利用者の支障とならないよう安全な環境の維持に努めること。

1 業務実施に当たっての基本的事項

- (1) 利用予定人数に応じた、駐車台数を確保し、安全な施設利用となるよう適切な路面状態に保つこと。
- (2) 作業を行うにあたっては、利用者に配慮して実施すること。

2 業務の内容

- (1) 冬季の積雪時において、適宜人力や重機等により除雪を行うこと。
- (2) 降雪や路面凍結の状況に応じて、融雪作業を行うこと。
- (3) 上記に定めるもの以外に、業務を行う上で必要が生じた場合には、これを行うこと。

3 業務報告

業務完了後、報告書の様式を作成し1部提出すること。

バスケットボールゴール保守点検業務標準内容

栗駒総合体育館のバスケットボールゴールにおいて、定期点検を実施し、施設利用者の支障とならないよう安全な機器設備の保全に努めること。

1 業務実施に当たっての基本的事項

- (1) 利用者の安全性を確保し、その機器設備の保全を図るものとする。
- (2) 作業を行うにあたっては、利用者に配慮して実施すること。

2 保守点検機器

	機種名	型式	シリアルナンバー	数量
1	移動式バスケットボールゴール (パラレルゴール)	DA080M10	検定No.2964	1台
2	同上	同上	検定No.2965	1台
3	同上	同上	検定No.2966	1台
4	同上	同上	検定No.2967	1台

3 業務の内容

- (1) 保守点検は、年1回とする。
- (2) 点検項目は、移動式バスケットボールゴールの機器及び装置に関連する部位すべてにおいて、行うものとする。
- (3) 上記に定めるもの以外に、業務を行う上で必要が生じた場合には、これを行うこと。

4 業務報告

業務完了後、報告書の様式を作成し1部提出すること。

トレーニング機器保守点検業務標準内容

栗駒総合体育館トレーニングルームの機器において、定期点検を実施し、施設利用者の支障とならないよう安全な機器設備の保全に努めること。

1 業務実施に当たっての基本的事項

- (1) 利用者の安全性を確保し、その機器設備の保全を図るものとする。
- (2) 作業を行うにあたっては、利用者に配慮して実施すること。

2 保守点検機器

	機種名	数量
1	テーブルローラー	1
2	ベルトトレーナー	2
3	ツイストマシン	1
4	フライ	1
5	ショルダープレス	1
6	プルダウン	1
7	シーティッドロー	1
8	トライセップエクステンション	1
9	アームカール	1
10	バックエクステンション	1
11	アブドミナル	1
12	ロータリートーソー	1
13	マルチヒップ	1
14	レッグプレス	1
15	マルチアジャスタブルベンチ	3
16	トレッドミル	3
17	エアロバイク	5
18	ステップマシン	2
19	レッグエクステンション	1
20	チェストプレス	1
21	シーテッドレッグカール	1
22	スミスマシーン	1

3 業務の内容

- (1) 保守点検は、年1回とする。
- (2) 点検項目は、トレーニングルームの機器に関連するすべてにおいて、行うものとする。
- (3) 上記に定めるもの以外に、業務を行う上で必要が生じた場合には、これを行うこと。

4 業務報告

業務完了後、報告書の様式を作成し1部提出すること。

スポーツトラクター保守点検業務標準内容

サン・スポーツランド栗駒のスポーツトラクターにおいて定期点検を実施し、適切な施設環境を維持するため、整備の支障とならないよう機器の保全に努めること。

1 業務実施に当たっての基本的事項

- (1) 施設整備の支障とならないよう、その機器の保全を図るものとする。
- (2) 作業を行うにあたっては、利用者に配慮して実施すること。

2 保守点検機器

	機種名	型式	数量
1	スポーツトラクター	X710	1台

3 業務の内容

- (1) 保守点検は、年1回とする。
- (2) 点検項目は、エンジンオイル、エアフィルタ、燃料フィルタ、ファンベルト、プラグ等の定期点検が必要な部位すべてにおいて実施し、必要があれば交換等を行うものとする。
- (3) 上記に定めるもの以外に、業務を行う上で必要が生じた場合には、これを行うこと。

4 業務報告

業務完了後、報告書の様式を作成し1部提出すること。

乗用芝刈機保守点検業務標準内容

サン・スポーツランド栗駒の乗用芝刈機において定期点検を実施し、適切な施設環境を維持するため、整備の支障とならないよう機器の保全に努めること。

1 業務実施に当たっての基本的事項

- (1) 施設整備の支障とならないよう、その機器の保全を図るものとする。
- (2) 作業を行うにあたっては、利用者に配慮して実施すること。

2 保守点検機器

	機種名	型式	数量
1	乗用芝刈機	H3013H	2台

3 業務の内容

- (1) 保守点検は、年1回とする。
- (2) 点検項目は、エンジンオイル、エアフィルタ、燃料フィルタ、ファンベルト、プラグ等の定期点検が必要な部位すべてにおいて実施し、必要があれば交換等を行うものとする。
- (3) 上記に定めるもの以外に、業務を行う上で必要が生じた場合には、これを行うこと。

4 業務報告

業務完了後、報告書の様式を作成し1部提出すること。